

総則



chapter | 民法の基本原則①

1 民法の基本原則

民法の基本原則としては、以下の3つが挙げられるが、今日においては、後述するように、それぞれ修正を加えられている。

所有権絶対の原則	所有権は、誰に対しても自由に行使できる何らの拘束も受けない 完全な支配権 であるという原則
契約自由の原則	私人の法律関係は、私人が自由に決定することができるという原則
過失責任の原則	故意 又は少なくとも 過失 により、他人に損害を与えた場合にのみ責任を負えば足りるという原則

民法の基本原則として、契約自由の原則の代わりに「**私的自治の原則**」を挙げる場合がある。契約自由の原則も私的自治の原則も元は同じであり、契約自由の原則は拘束からの自由を、私的自治の原則は自己責任につながる原理を意味し、規律する場面が異なるという考え方であるとか、また、契約自由の原則は私的自治の原則の表れであるという考え方によるものである。

2 私権

憲法上の選挙権などの公権（公法上の権利）に対し、私法上の権利のことを私権という。私権は種々の角度から分類されているが、よく使用されるのは次の分類である。

（１）私権の作用による分類

支配権	権利者の意思だけで権利内容を実現することのできる権利	物権、人格権 ^{（注1）} など
請求権	他人に対して一定の行為を要求することのできる権利	債権、物権的請求権 ^{（注2）} など
形成権	権利者の一方的意思表示によって法律関係の変動を生じさせることができる権利	取消権、解除権など
抗弁権	請求権の行使を阻止できる権利	同時履行の抗弁権、保証人の催告・検索の抗弁権など

（注1）人格権とは、身体、自由、名誉、生命などの人格上の利益をいう。

（注2）物権的請求権とは、物権の内容の実現が妨げられ、又はそのおそれがある場合に、その妨害を除去又は予防するために必要な行為を請求することができる権利をいう。

（２）私権の効力による分類

権利の効力が一般人に及ぶものを絶対権（対世権）、特定の相手方に対してのみ及ぶにすぎないものを相対権（対人権）という。物権が前者の、債権が後者の典型例である。

1 私権の制約

（１）公共の福祉の原則

私権は、公共の福祉に適合しなければならない（１条１項）。

私権の内容及び行使は、社会全体の利益と調和しなければならないとするものである。この規定が実際上問題になることは、ほとんどない。

（２）信義誠実の原則（信義則）

①意義

権利の行使及び義務の履行は、**信義に従い誠実に行わなければならない**（１条２項）。つまり、人は当該具体的事情のもとにおいて、相手方から一般に期待される信頼を裏切ることのないように、誠意をもって行動しなければならないということである。

②機能

具体化	「 善良な管理者の注意 」（400条）、「債務の本旨に従った弁済」（493条）等の抽象的な条文を具体化する機能を営む。
修正	明文のない場合に新たな法規範を作り出し、さらに形式的な法規範の適用による不都合を修正する機能を営む。
解釈基準	契約の文言が不明確な場合の解釈の基準となる機能を営む。

③判例

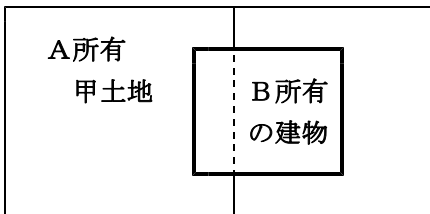
契約が準備段階に入った場合、当事者は信義則上の注意義務を負い、相手方に損害を及ぼしたときは、契約締結に至らなくても、いわゆる信頼利益の損害賠償義務を負う（最判昭59・9・18）。

信義誠実の原則は、単に権利の行使、義務の履行についてのみならず、契約の趣旨の解釈についても基準となる（最判昭32・7・5）。

（３）権利濫用の禁止

権利者が、その権利をどのように行使しようとする自由なのが原則であるが、権利の濫用は許されない（1条3項）。

■事例



Aの所有の甲土地の一部にBの建物がはみ出している場合は、Aは所有権に基づいて建物を除去して土地を返還するように請求できるのが原則であるが、Aの損失が軽微でBが建物を除去するのに莫大な費用がかかる場合は、Aの請求は権利の濫用として許されない。

権利の濫用とされた判例として以下のものがある。

<宇奈月温泉事件。大判昭10・10・5>

所有権の侵害があっても、それによる損失の程度がいうに足りないほど軽微であり、しかもこれを除去することが著しく困難であり、莫大な費用を要する場合に、所有権者が不当な利得を得る目的で、侵害の除去を請求することは、権利の濫用となる。